

# 洋上風力のEEZ展開へ向けた論点と 対応の方向性案

2023年12月25日

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省港湾局

# **1. 前回（第20回洋上WG合同会議）における 主な御指摘事項**

# 合同会議第20回（2023年11月15日開催）における委員からの御指摘事項①

## 1. 区域創出関係

- 大きなエリアを設定することで、事業者が手がけやすく、創意工夫を凝らしてエリアを選定できるという点が重要ではないか（原田委員）
- 風況・海象は、事業者が事業計画を策定する際に有益な情報。特に、海底地盤については、風車の具体的な設置位置等事業計画にかかわるので、事業者が決定した後、当該事業者が詳細調査をする形がよいのではないか。（石原委員）
- EEZになると接続点が比較的自由に選択できるようになると思われるが、他方で、系統の制約も出てくる可能性がある。系統に関する観点も加えていくことが重要。（飯田委員）
- 沖合漁業については、かなり広い範囲で操業されているため、漁法別にそれらがどのような状況になっているかを確認することが重要。具体的には、水産庁担当部署や漁業関係団体への聞き取りを行いつつ、国が海域を選定していくことが必要ではないか。（片石委員）
- また、EEZでは、広い漁場で漁業を行うまき網漁業や底引き網漁業といった、いわゆる沖合漁業との協調が必要となる。（片石委員）
- EEZでは、漁業との共生については、従来の沿岸における漁業権漁業とは異なり、許可漁業との共生が中心となってくる。また、従来の沿岸の海域における共生策では、地域振興というコンセプトがあったが、これもEEZでは異なるものになるのではないか。（来生委員）

# 合同会議第20回（2023年11月15日開催）における委員からの御指摘事項②

## 2. 事業者決定プロセス

- 支援価格の決定から着工までのリードタイムの短縮によりインフレリスク等に対応可能であることから、二段階方式は有効と考える。（原田委員）
- 事業者にとって、二段階方式の方が、具体的な検討を最終投資判断の近くで実施できるため、リスクもだいぶ減らすことができる。諸外国の事例を見ると、大規模なプロジェクトを展開できるのは、二段階方式である。（飯田委員）

## 3. 事業者の選定基準

- 開発の観点から言えば、EEZであろうと領海であろうと大差はない。一般海域の選定基準を基本的に適用してもよいのではないか。（石原委員）
- 外国企業の参入が想定される中、国内産業の育成という観点も重要であり、SPCの海外比率等も検討していくべきではないか。（飯田委員）

## **2. 本日御議論いただきたい事項**

# 本日も議論いただきたい事項

- 第20回洋上WG合同会議（2023年11月15日）において、EEZにおける洋上風力発電の実施に向けて、海外制度を参考にしつつ、区域の設定や事業者選定プロセスについてご意見をいただいた。
- 本日、以下の論点に係る対応案について、ご意見をいただきたい。

## 論点

<p>制度全体</p>	<p>1. <u>領海とは異なり、国有財産法が適用されないEEZ</u>において、<u>事業者に対してどのような権利付与を行うか。</u></p> <p>2. 日本のEEZにおける洋上風力発電の導入に向けて、<u>3点の政策目的（①複数海域で大規模案件を同時に形成するとともにリードタイムを短縮、②国民負担の抑制、③事業者にとって予見性ある仕組み）を同時に実現していくためには、二段階方式を前提に具体的にどのような制度を構築すべきか。</u></p>
<p>区域設定</p>	<p>3. EEZにおいて、<u>募集区域は如何なる考え方に基づき設定すべきか。</u> 例えば、<u>どのような規模、自然的条件や社会的条件を設定する必要があるか。</u></p>
<p>事業者選定</p>	<p>4. <u>事業者の選定基準は如何にあるべきか。</u></p>

※その他、「利害調整」や「FIT/FIP制度」についても別途議論。

※本資料は現時点の事務局案であり、今後、委員のご意見やパブコメを経て成案を得ていくものである。

# 論点 1 : 事業者に対する権利付与

## <論点 1>

領海とは異なり、国有財産法が適用されないEEZにおいて、事業者に対してどのような権利付与を行うか。

### <対応案>

- EEZは領海とは異なり、国有財産法の適用外であり、沿岸国は所有権を有していない。一方、海洋法に関する国際連合条約に定められる、EEZにおける風からのエネルギー生産に関する活動については、沿岸国に与えられた主権的権利であり、その施設等を建設し、利用等を許可・規制する権利を有する。
- その上で、主権的権利と管轄権行使の一環として、EEZにおいて、発電設備等の設置に係る必要なプロセスを経て、国による許可を受けた事業者のみが発電設備を設置して長期間利用できる仕組（許可制度）としてはどうか。
- 具体的には、国が広域の候補海域を指定した上で、同海域内で事業者から発電事業を実施する区域を自由に設定させ申請させる方式とする。その上で、①事業者からの申請に基づき国が事業計画等を審査し、②一定の要件に合致する場合には禁止を個別に解除し、洋上風力発電設備の設置を許可することとしてはどうか。

### <参考> 特許制度と許可制度の違い

	領海及び内水（現行法制度）	EEZ
権原	海底については国有財産法の法定外公共物として取り扱われ、その管理は法定受託事務とされ、地方公共団体が定めた条例又は規則に基づく管理が行われている。（海底のみならず、海面・海水にも及ぶ）	海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）では、沿岸国に対し、EEZにおいて風からのエネルギー生産に関する主権的権利や、人工島、施設及び構築物の設置及び利用に関する管轄権限等が認められている。
制度	<b>特許制度：</b> 国民が一般的には自由に使用できない一定の区域について、 <u>国が一定の要件を満たした者にのみ使用する権利を付与する制度。</u>	<b>許可制度：</b> ある種の本来国民の活動を一般的に禁止したうえで、 <u>国民からの申請に基づき審査を行い、一定の要件に合致する場合、禁止を個別具体的に解除する制度。</u>

# (参考) EEZにおける発電設備の設置の許可

## 海洋法に関する国際連合条約（抄）

第五十六条 排他的経済水域における沿岸国の権利、管轄権及び義務

1 **沿岸国は、排他的経済水域において、次のものを有する。**

(a) 海底の上部水域並びに海底及びその下の天然資源（生物資源であるか非生物資源であるかを問わない。）の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利並びに排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動（海水、海流及び風からのエネルギーの生産等）に関する主権的権利

(b) ~ (C) (略)

2・3 (略)

第六十条 排他的経済水域における人工島、施設及び構築物

1 **沿岸国は、排他的経済水域において、次のものを建設し並びにそれらの建設、運用及び利用を許可し及び規制する排他的権利を有する。**

(a) (略)

(b) 第56条に規定する目的その他の経済的な目的のための施設及び構築物

(c) (略)

2~8 (略)



## 論点2：二段階方式を前提とした具体的な制度のあり方

### <論点2>

日本のEEZにおける洋上風力発電の導入に向け、前回の洋上WG合同会議で提示した3つの政策目的（①複数海域で大規模案件を同時に形成するとともにリードタイムを短縮、②国民負担の抑制、③事業者にとって予見性ある仕組）を同時に実現していくためには、二段階方式を前提に具体的にどのような制度を構築すべきか。

### <対応案>

- 英国では、発電事業者を決定するための一段階目の海域リース入札の後、発電事業者が漁業者等の利害関係者との協議を実施し、調整が整った場合には、二段階目である国からの支援を受け建設工事が可能となる仕組を導入。
- こうした仕組を参考に、以下のとおりとはどうか。
- ① 一段階目として、事業者は、国が指定した広域の候補海域内において、発電事業を実施する海域を自由に設定し、当該海域に関する区域図案や発電設備の設置計画案を添えて国に申請。国はその内容を審査し、（論点4で示す）基準を満たす者に対し、仮の許可を付与する。  
 その際、事業者間で区域の重複が生じた場合には、国は、長期的、安定的かつ効率的な実施の観点から、最も適切な者に対して仮の許可を付与する。
- ② ①の後、事業者は利害関係者との調整（詳細論点は別途議論）を行う。また、事業者は、これと並行して、当該海域に係る詳細調査を実施。
- ③ ②の調整が整った後、事業者は、調整後の設置計画と区域図を国に申請。国はその内容を審査し、（論点4で示す）基準を満たす者に対し、発電設備の設置許可を行う。
- ④ ③の後、二段階目として、国による支援を受けることを可能（詳細論点は別途議論）とする。
- また、一段階目の仮の許可を受けてから、許可を受けるまでの期間（①～③）について、案件の停滞を防ぐ観点から有効期間を設定。

## 論点3：募集区域の設定の考え方

### <論点3>

EEZにおいて、募集区域は如何なる考え方に基づき設定すべきか。例えば、どのような規模、自然的条件や社会的条件を設定する必要があるか。

### <対応案>

- 現行法に基づく領海内においては、都道府県からの情報提供を起点に、都道府県や国が主体となって案件形成を進めてきたが、EEZにおいては、都道府県の管轄外であり都道府県の関与がなくなるため、国が主体となって区域の設定・指定を行っていくことが必要。
- 世界第6位の面積を誇る日本のEEZにおいて、大規模かつ多量に案件形成をしていくために、国が洋上風力発電事業を実施可能な海域を指定する際、
  - ① 気象、海象その他の自然的条件等が優れている
  - ② 海洋環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと見込まれる  
ことを条件に、さらに、
  - ③ 区域内の漁業者等をはじめとした利害関係者からの意見を広く聴取するための公告縦覧に加えて、防衛レーダー、主要航路、海洋環境、漁業等について予め考慮するための各省協議を実施することとしてはどうか。

## 論点4：事業者の選定基準

### <論点4>

事業者の選定基準は如何にあるべきか。

### <対応案>

- EEZにおける洋上風力発電事業者の適格性や事業計画に求められる事項については、領海と大きな差はないため、領海及び内水における選定基準や事業計画に求められる事項等（※）と同程度としてはどうか。
- その他、EEZにおける洋上風力発電事業の実施に当たって、国際約束の履行等の追加的に必要な措置（P11参考）を講じる必要。

※海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（抄）

【促進区域の指定基準（第8条第1項）】

- 一 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施について気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること。
- 二 当該区域の規模及び状況からみて、当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、海洋再生可能エネルギー発電設備を適切に配置することが可能であると認められること。
- 三 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること。
- 四 海洋再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること。
- 五 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。
- 六 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域、同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第二条第五項に規定する低潮線保全区域又は同法第九条第一項の規定により国土交通大臣が公告した水域と重複しないこと。

【選定事業者の審査基準（第15条第1項）】

- 一 供給価格が供給価格上限額以下であることその他当該公募占用計画が公募占用指針に照らし適切なものであること。
- 二 当該公募占用計画に係る促進区域内海域の占用が第十条第二項の許可をしてはならない場合に該当しないものであること。
- 三 当該公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備及びその維持管理の方法が経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合すること。
- 四 当該公募占用計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

※その他、公募占用指針には、公募の参加者の資格に関する基準等が定められる。

## (参考) 国際約束の適切な履行

- EEZ に洋上風力発電設備等の構築物の建設をする場合には、国連海洋法条約第60条第3号に基づき、以下の3点の義務を負うこととなるため、必要な届出や監督措置等を設けることとする。
  - ① 構築物の建設についての通報
  - ② 構築物について注意を喚起するための恒常的な措置
  - ③ EEZにおいて利用されなくなった施設等に係る除去が義務付けられており、完全に除去されなかった施設等の水深、位置及び規模については、適当に公表する義務

※海洋法に関する国際連合条約（抄）

第六十条 排他的経済水域における人工島、施設及び構築物

- 1 **沿岸国は、排他的経済水域において、次のものを建設し並びにそれらの建設、運用及び利用を許可し及び規制する排他的権利を有する。**
  - (a) 人工島
  - (b) 第56条に規定する目的その他の経済的な目的のための施設及び構築物
  - (c) 排他的経済水域における沿岸国の権利の行使を妨げ得る施設及び構築物
- 2 (略)
- 3 **1に規定する人工島、施設又は構築物の建設については、適当な通報を行わなければならない。また、その存在について注意を喚起するための恒常的な措置を維持しなければならない。放棄され又は利用されなくなった施設又は構築物は、権限のある国際機関がその除去に関して定める一般的に受け入れられている国際的基準を考慮して、航行の安全を確保するために除去する。その除去に当たっては、漁業、海洋環境の保護並びに他の国の権利及び義務に対しても妥当な考慮を払う。完全に除去されなかった施設又は構築物の水深、位置及び規模については、適当に公表する。**
- 4～8 (略)